

猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者選定委員会における
国崎クリーンセンター啓発施設指定管理者候補法人等選定基準

1. 選定基準

国崎クリーンセンター啓発施設指定管理者候補法人等の選定にあたっては、国崎クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第13条第1項に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が期待できること。
- (2) 施設の管理に係る事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理に係る事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の管理に係る収支計画書の内容が、適切な管理及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が施設の性質又は目的に応じて必要と認める基準を充足すること。

2. 審査項目・基準等

(1) 審査項目・基準内容

別表「国崎クリーンセンター啓発施設指定管理者候補法人等審査項目」のとおり

(2) 審査の視点

審査に際しては、公平かつ客観的に評価するために、「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」、「事業費」に対する審査により評価する。

(3) 基本的な審査の考え方

審査にあたっては、「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」、「事業費」についての評価を点数化し、採点する。

(4) 指定管理者候補法人等の決定方法

①「申請者の基本的前提」及び「事業運営計画」、「事業費」の得点の合計点数を応募者の得点とする。

②原則として、獲得した合計点数が最も高い応募者を指定管理者候補法人等として決定する。ただし、合計点数が最も高い応募者であっても、以下に示すア～イに該当する場合は、指定管理者候補法人等としないことができる。

なお、本組合が示した指定管理料総額の上限額を超過しているものは「失格」とする。

ア 「1. 選定基準」の(1)から(4)の基準に適合していないと認められるとき。

イ 1つ以上の評価項目において、評価ランクがEランクとなった場合かつ価格点を除く性能点が235点中58.75点未満の場合。

③採点の基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により性能点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	評価できる	各項目の配点×1.00
B	少しは評価できる	各項目の配点×0.75
C	どちらともいえない	各項目の配点×0.50
D	あまり評価できない	各項目の配点×0.25
E	評価できない	各項目の配点×0.00

※算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

(5) 指定管理料（以下「事業費」という。）の得点化方法

事業費の提案価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・全入札参加者のうち、提案価格が最低である者を第1位とし、提案価格点評価の満点である10点を付与する。
- ・その他の入札参加者の提案価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該入札参加者の（当該提案価格）との比率により算出する。算出した得点の小数第3位を四捨五入する。

$$\text{提案価格点} = 10 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$